

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①を15万円、申立期間②を14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月30日
② 平成18年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準賞与額の記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、現在も勤務しているA事業所における平成16年12月30日及び18年12月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年12月分及び18年12月分の給料支払明細書及び申立人が勤務しているA事業所から提出された16年及び18年の所得税源泉徴収簿により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 30 日を 15 万円、18 年 12 月 30 日を 14 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出せず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①を15万円、申立期間②を14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月30日
② 平成18年12月30日

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準賞与額の記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、現在も勤務しているA事業所における平成16年12月30日及び18年12月30日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年12月分の給料支払明細書及び申立人が勤務しているA事業所から提出された16年及び18年の所得税源泉徴収簿により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成16年12月30日は、同僚から提出された同年12月分の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額及びA事業所から提出された同年の所得税源泉徴収簿から15万円、18年12月30日は、申立人から提出された同年12月分の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から14万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出せず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A市役所から国民年金の未納期間の保険料について、遡って納付できる旨の通知を受け、未納期間の保険料を一括納付したはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。
(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から48年11月までの保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が第3回特例納付を行った記録が確認でき、保険料納付済みとされている昭和36年*月から44年*月までの期間(*か月)の保険料は特例納付されたものと推認できるところ、当該特例納付期間と申立期間直後の48年12月から申立人が満60歳に到達し国民年金の被保険者資格を喪失する直前の54年*月までの期間(*か月)の合計月数(*か月)は、大正8年*月生まれの申立人が老齢年金(当時)の受給資格を得るために必要な月数と一致することから、申立人は、受給資格期間を満たすために必要な月数の保険料を特例納付したものと考えられる。

また、申立人の妻については、国民年金被保険者台帳において、納付済みとされている昭和36年*月から43年*月までの期間(*か月)の保険料が特例納付されていることが確認できるところ、申立人と同様に、当該特例納付された期間と申立期間直後の48年12月から申立人の妻が満60歳に到達し

国民年金の被保険者資格を喪失する直前の 59 年*月までの期間（*か月）の合計月数（*か月）は、大正 13 年*月生まれの申立人の妻が老齢年金の受給資格を得るために必要な月数と一致する。

さらに、申立人の妻から提出のあった昭和 53 年から 55 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料額を検証したが、年間の国民年金保険料額に加えて、前述の特例納付された期間（*か月）の保険料額を控除申告したことは推認できるものの、申立期間の保険料額を控除申告したことはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A市役所から国民年金の未納期間の保険料について、遡って納付できる旨の通知を受け、未納期間の保険料を一括納付したはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から48年11月までの保険料を一括納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立期間前の昭和36年*月から43年*月までの期間(*か月)について、第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)が終了する直前の同年6月26日に国民年金保険料の特例納付を行っていることが確認できることから、その時点で、当該特例納付期間(*か月)と申立期間直後の48年12月から申立人が満60歳に到達し国民年金の被保険者資格を喪失する直前の59年*月までの期間(*か月)の合計月数(*か月)は、大正13年*月生まれの申立人が老齢年金(当時)の受給資格を得るために必要な月数と一致することから、申立人は、受給資格期間を満たすために必要な月数の保険料を特例納付したものと考えられる。

また、申立人の夫については、オンライン記録において、納付済みとされている昭和36年*月から44年*月までの期間(*か月)の保険料は特例納付されていることが推認できることから、申立人と同様に、当該特例納付された期間と申立期間直後の48年12月から申立人の夫が満60歳に到達し国民年

金の被保険者資格を喪失する直前の54年*月までの期間(*か月)の合計月数(*か月)は、大正8年*月生まれの申立人の夫が老齢年金の受給資格を得るために必要な月数と一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月及び同年11月
社会保険事務所（当時）に国民年金の加入記録について照会したところ、申立期間について加入の事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、昭和52年10月下旬に会社を退職後、実父がA町役場（当時）で国民年金の加入手続と保険料を納付していた。申立期間に係る国民年金の記録が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和52年10月29日から自身の結婚により他町へ転出する53年3月までの間に、その父親がA町（現在は、B市）の役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は当該加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする父親も既に死亡していることから、具体的な国民年金の加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いほか、B市では、申立人に国民年金手帳が払い出された形跡が無いとしているなど、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた母親からも、申立てを確認できる供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

山形厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 5 月まで

私は、申立期間当時、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務しており、年金事務所の記録上、標準報酬月額が昭和 42 年 5 月から 44 年 5 月までは 3 万 9,000 円とされている。

しかし、当時はC職に昇格し、昭和 43 年 5 月からベースアップにより標準報酬月額が 4 万 8,000 円になるはずであり、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に採用された同僚 25 人の記録をみると、昇級時期、昇級額及び標準報酬月額はそれぞれ異なっているところ、このうち申立期間当時の被保険者記録が確認できる 18 人の標準報酬月額は、9 人が申立人と同額であり、申立人より高額となっている同僚についても、申立人が主張する標準報酬月額よりも低いことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

また、当該事業所では、「C職に昇格するには業績と 3 年ほどの経過期間が必要であり、給与は基本給と業績給で、昇級月、給与額は社員によって相違していた。」と供述している。

さらに、厚生年金基金及び健康保険組合の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
② 平成 2 年 6 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
④ 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録について照会したところ、各申立期間について、自分が受けていた給与額よりも標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは、平成7年1月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も死亡していることから、その息子に申立人の標準報酬月額について照会したところ「事業所は倒産したため当時の資料が無く確認することができないが、社会保険関係の手続きは適正に行われ、保険料の納付もきちんと行っていたはずである。」旨回答しており、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、株式会社Aが加入していたB健康保険組合では、「申立人の加入年月日及び喪失年月日は確認できるものの、標準報酬月額を確認できる資料は残っていない。」と回答しており、同組合に届出された申立期間当時の標準報酬月額は確認できない。

さらに、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立期間及びその前後に、株式会社Aにおいて厚生年金保険の被

保険者であったことが確認できる者8人に照会し、5人から回答を得られたが、「当時の支給されていた給与額や控除されていた厚生年金保険料について明確に記憶していない。」と供述しており、申立てを裏付ける供述は得られない上、同僚に比べ申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

申立期間②、③及び④について、株式会社Cでは、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の届出は廃棄されており確認することができず不明である。」旨回答しており、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、株式会社Cが加入するD健康保険組合では、「株式会社Cが当健康保険組合へ加入したのが平成8年9月1日であるため、それ以降の確認しかできないが、加入日時点では24万円である。」旨回答しており、当該記録は国の記録と一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額は、E株式会社において平成2年6月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年10月に定時決定が行われ、また、同年11月に随時改定により申立人の主張する標準報酬月額になっていることが確認できるところ、定時決定は、毎年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた報酬の総額を3で除した金額に基づき決定され、また、随時改定は、固定的賃金の変動により継続した3か月間に支払われた報酬の総額を3で除した額がその者の標準報酬月額と著しく高低を生じた（標準報酬等級で2等級以上）場合において必要があると認められたとき、固定的賃金の変動した月から4か月目に改定されることから、申立人の場合、同年6月及び同年7月の報酬の総額を2で除した金額又は同年7月の報酬に基づき定時決定が行われ、同年8月から固定的賃金が増額となったため随時改定が行われたものと推認され、同社がオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出ていると不自然とはいえない。

加えて、オンライン記録上、申立期間当時、E株式会社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者8人、株式会社Fにおいて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者9人、株式会社Cにおいて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者8人の合計25人に照会し、18人から回答を得られたが、「当時、支給されていた給与額や控除されていた厚生年金保険料について明確に記憶していない。」と供述しており、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

その上、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額等の処理及び改定時期は妥当な日付に行われているほか、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見られない。

このほか、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月から 35 年 5 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、申立期間にA事業所に勤務しており、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、商業登記簿においても、同事業所は確認できない。

また、申立人は申立期間当時の事業主の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚一人については、個人を特定することができず、所在が不明であることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 12 月 29 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所にB職として勤務していた。入社当初は、C市に勤務していたが、昭和 46 年 5 月末頃に、本社があるD市に転勤した記憶がある。申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所名を「A事業所」と記憶しており、申立人が応募したとする求人広告に同事業所名が確認できるものの、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、商業登記簿上も同事業所は確認できない。

一方、当該求人広告に記載されている所在地で、「E事業所」の登記が確認できる上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人がA事業所に勤務していたとする期間のうち、昭和 46 年 12 月 29 日からE事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる元同僚の供述から、A事業所とE事業所は同一事業所であったこと、及び申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E事業所は、昭和 47 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会を行ったが、回答は得られず、申立てを裏付ける関連資料は

得られなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から抽出した同僚9人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、5人から回答を得られたが、申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の元事務担当者は「B職については試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させなかった。」旨供述しているところ、申立人と同時期に入社し、申立人と同じ業務に従事していた同僚についても、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人とほぼ同時期の昭和46年12月20日とされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。